

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 5月27日
【会社名】	パス株式会社
【英訳名】	PATH corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 C E O 柴田 励司
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門五丁目 1番 5号
【電話番号】	03 (6823) 6011 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 村尾 正和
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門五丁目 1番 5号
【電話番号】	03 (6823) 6011 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 村尾 正和
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 (発行価額の総額) 9,125,952円 (新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払い込むべき金額の合計額を合算した金額) 1,509,138,752円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及 び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株 予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際し て払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少しま す。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第8回新株予約権）】

(1)【募集の条件】

発行数	52,448個（新株予約権1個につき目的となる株式数は100株）
発行価額の総額	9,125,952円
発行価格	新株予約権1個につき174円（新株予約権の目的である株式1株当たり1.74円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成27年6月12日（金）（注）1
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	パス株式会社 管理本部 東京都港区虎ノ門五丁目1番5号
払込期日	平成27年6月12日（金）（注）1
割当日	平成27年6月12日（金）（注）1
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 神谷町支店

(注) 1. パス株式会社第8回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の発行については、平成27年5月27日開催の当社取締役会決議によるものであります。但し、平成27年6月10日までに、総株主の議決権の10%以上の議決権を有する株主が、特定引受人（会社法244条の2第1項に規定する特定引受人をいう。以下同じ。）に該当する割当予定先による本新株予約権の引受けに反対する旨を当社に対して通知した場合（以下「反対通知」という。）には、平成27年6月26日開催予定の当社定時株主総会において本新株予約権の発行に係る当社と当該特定引受人との間の同法244条1項に定める本新株予約権の総数の引受けを行う契約（以下「総数引受契約」といいます。）の締結が承認されることを条件とします。この場合にあっては、申込期間、払込期日及び割当日は、平成27年6月29日（月）とします。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記表中「払込取扱場所」に記載の払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものといたします。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われなないことといたします。
4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によるものといたします。
5. 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社の単元株式数は100株であります。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、5,244,800株とする（本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項の規定に従って行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、286円とする。但し、第2項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>2. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び新設分割、吸収分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p>

	<p>本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合</p> <p>調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合</p> <p>調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、新設分割、吸収分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>1,509,138,752円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成27年6月12日（本新株予約権の払込完了以降）から平成29年6月9日までとする。但し、当社に対して反対通知がなされた場合には、平成27年6月29日から平成29年6月28日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求受付場所 パス株式会社 管理本部 東京都港区虎ノ門五丁目1番5号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 神谷町支店</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項はありません。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。</p> <p>交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>新株予約権を行使することのできる期間 別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」に準じて決定する。</p>

	<p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項「本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件 別記「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。なお、新株予約権の取得事由及び取得条件は定めないものとする。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
--	---

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、上記表中「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に記載の新株予約権の行使請求受付場所に提出しなければならないものとする。
 - (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
2. 本新株予約権の行使の効力発生時期
本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類の全部が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める新株予約権の行使請求受付場所に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が同欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。
3. 本新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に関する新株予約権証券を発行しないものとする。
4. 株券の不発行
当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しないものとする。
5. 株式の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
6. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役CEOに一任する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,509,138,752	18,850,000	1,490,288,752

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額9,125,952円及び行使に際して払い込むべき金額1,500,012,800円の合計額であります。なお、本新株予約権が行使されない場合又は本新株予約権を消却した場合には、調達金額が減少する可能性があります。その場合には、下記「(2)【手取金の使途】」欄の各資金使途に係る支出予定時期を調整するとともに別途資金調達を検討することにより対応する予定であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株予約権公正価値算定費用3,100,000円、第三者委員会組成費用として4,000,000円、その他諸費用(登記費用、司法書士報酬、弁護士報酬等)として11,750,000円を予定しております。

(2)【手取金の使途】

具体的な使途	金額	支出予定時期
- 1 TVショッピング、eコマース、ダイレクトマーケティングなど通信販売事業への投資資金	600百万円	平成27年6月～平成27年12月
- 2 上記 - 1に係る運転資金	90百万円	平成27年6月～平成28年12月
- 1 ライフスタイル商材、化粧品、美容健康食品の企画開発事業における投資・運転資金	400百万円	平成27年6月～平成27年12月
- 2 上記 - 1に係る運転資金	100百万円	平成27年6月～平成28年12月
- 1 webメディア・出版事業への投資・運転資金	200百万円	平成27年6月～平成28年3月
- 2 上記 - 1に係る運転資金	100百万円	平成27年6月～平成29年3月

- (注) 1. 調達した資金につきましては、支出するまでの期間、銀行口座において安定的な資金管理をいたします。
2. 資金使途の具体的な内容は、それぞれ以下のとおりとなります。
- ・TVショッピング、eコマース、ダイレクトマーケティング等通信販売事業への投資資金・運転資金
TVショッピング、eコマース、ダイレクトマーケティングなどの通信販売事業を営む企業への資本参加または買収を検討しております。
本新株予約権の発行及び行使による調達資金のうち600百万円を当該資本参加または買収に関わる資金に、また90百万円を資本参加または買収後の当該企業の商品調達費用、システム改修費などの運転資金として充当する予定であります。
 - ・ライフスタイル商材等、化粧品、美容健康食品の企画開発・販売事業における投資資金・運転資金
通信販売事業の展開に於いて、顧客向けにオリジナル商品や人気商材の充実を図ると共に、当社の既存事業である雑誌「DRESS」の会員基盤を有効活用する事が重要事項であります。
迅速にライフスタイル商材の品揃えを拡大し、更なる顧客ロイヤリティの獲得と通信販売事業収益を拡大するために、商材の企画開発機能を有し、豊富な実績やノウハウを持つ企業への資本参加及び買収を検討しており、本新株予約権の発行及び行使による調達資金のうち400百万円程度を当該資本参加または買収に関わる資金に、また100百万円を資本参加または買収後の当該企業のシステム構築資金、商品開発費用、仕入・調達費用などの運転資金として充当する予定であります。
 - ・Webメディア・出版事業への投資資金・運転資金
当社グループは、媒体の運営に加え、その媒体を支持していただいている会員とのコミュニケーションの場(イベントやコミュニティ活動など)を持っていること、及び会員間のコミュニティ活動の活性化に成功していることによって強みを創出しております。「DRESS」が展開する「部活」で培ったコミュニティ活動に必要な、コミュニティ組成や集客、会員間の活動が活性するためのイベント等の実施、会員へのフォローアップ等の運営ノウハウを広く展開していくことで、新たな会員基盤の獲得と、活性化したコミュニティ活動の創出につなげることができると考えております。
そのため、利用者や読者が多数存在するメディアを有する企業への資本参加及び買収を検討しており、本新株予約権の発行及び行使による調達資金のうち200百万円を当該資本参加または買収に関わる資金に、また100百万円を資本参加または買収後の当該企業の会員DB構築資金、媒体制作費用、広告宣伝費用などの運転資金として充当する予定であります。

なお、上記、 、 それぞれの資本参加及び買収につきましては、 と に関しては平成27年末までに、 に関しては平成28年3月までに交渉を完了させる予定ですが、当社株式の株価の低迷などにより、本新株予約権の行使が当初計画通り進まない場合、資本参加及び買収の完了が遅れる可能性があります。また、現在検討している資本参加及び買収が不成立となった場合は、M&AハウスやOakキャピタル株式会社が持つ幅広い企業ネットワークを活用するなどして同事業分野の別の候補先を探し、その資金として充てたいします。また、支出予定時期までに資本参加及び買収が完了しなかった場合、または資本参加及び買収を決定した場合は、その旨を速やかに開示いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

ロックアップについて

本新株予約権の募集に関連して、当社はOakキャピタル株式会社に対して、(1)「1 新規発行新株予約権証券（第8回新株予約権）（1）募集の条件 欄外（注）2」に記載されている、有価証券届出書の効力発生後に本新株予約権の割当予定先であるOakキャピタル株式会社との間で締結する予定の引受契約の締結日から6か月間、Oakキャピタル株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、ロックアップ対象有価証券（以下に定義する。以下同じ。）の発行（ただし、株式分割は含まない。）もしくは交付もしくは処分（公募が私募か、株主割当が第三者割当か、新規発行か自己株式の処分か、その発行もしくは交付の形態を問わない。以下、「本追加新株式発行等」という。）またはこれに関する公表を行わない。(2)(1)に記載の引受契約の締結日から6か月が経過した日以降、さらに6か月間、Oakキャピタル株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、本新株予約権の行使価額を下回る価額での本追加新株式発行等またはこれに関する公表を行わない。

なお、かかる当社の義務は、Oakキャピタル株式会社が保有する当社株式（本新株予約権の行使の結果としてOakキャピタル株式会社が保有することとなった株式を含む。）及び本新株予約権の残高がなくなり次第、消滅する旨の合意をしております。

なお、「ロックアップ対象有価証券」とは、当社普通株式並びに当社普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券（新株予約権、新株予約権付社債及び当社普通株式への転換予約権又は強制転換条項の付された株式、及び取得対価を発行会社の株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含むがこれらに限られない。）をいいますが、当社及びそのグループ会社の役員及び従業員に対して発行される新株予約権並びにこれらの者に対して既に発行され又は今後発行される新株予約権の行使に応じて発行又は交付されるものを除きます。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a．割当予定先の概要

名称	O a k キャピタル株式会社
本店の所在地	東京都港区赤坂八丁目10番24号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度第153期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月27日 関東財務局長に提出
	四半期報告書 事業年度第154期第1四半期 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日) 平成26年8月8日 関東財務局長に提出
	四半期報告書 事業年度第154期第2四半期 (自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日) 平成26年11月7日 関東財務局長に提出
	四半期報告書 事業年度第154期第3四半期 (自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日) 平成27年2月6日 関東財務局長に提出

b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	割当予定先は、当社普通株式及び第6回新株予約権を保有しております。(平成27年3月31日現在において、当社普通株式：3,812,200株、第6回新株予約権：3,965個(潜在株式数：1,982,500株))
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		当社は、割当予定先との間で業務委託契約を締結しております。

c．割当予定先の選定理由

当社は、平成26年11月頃より、eコマース事業の拡大に向けて、雑誌「DRESS」を発行する株式会社giftの会員基盤や会員が活動するコミュニティを活用することを検討しており、これを実現するためには、資金が必要であるところ、平成27年3月より、Oakキャピタル株式会社に対し当社の資金調達について相談して参りました。Oakキャピタル株式会社は、平成26年3月27日付で発行した新株式及び第6回新株予約権の割当先であり、当社の筆頭株主でもあります。また、Oakキャピタル株式会社は当社子会社である株式会社giftの株主でもありますので、当社の事業モデル、経営方針、資金需要等を深く理解しております。

そのうえで、同社から当社既存株主の利益へ十分に配慮しながら資金の調達ができる第三者割当による新株予約権の発行を通じた事業資金投資の提案を頂きました。当社は、資金調達に際して、当社の事業モデル、経営方針、資金需要等の当社の状況を理解していただける割当予定先であることを重視しており、また既存株主の利益への配慮を充分に行いたいというニーズをもっておりました。これらを勘案して検討を行った結果、最終的に平成27年5月27日開催の当社取締役会において、同社を割当予定先として選定いたしました。

割当予定先のOakキャピタル株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場する独立系の投資会社として中立的な立場から、国内外において10年以上に渡り投資事業を行っており、投資実績は豊富で、潜在成長力を持つ新興上場企業に対する投資も積極的に行っております。同社は資金調達の引受け等を行うインベストメントバンキング事業に加え、クライアント企業の成長戦略の策定や営業支援などを行うアドバイザー事業などを手掛け、企業価値向上のための総合的な支援体制を行っております。

d．割り当てようとする株式の数

O a k キャピタル株式会社に割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数は5,244,800株であります。

e．株券等の保有方針

本新株予約権について、当社とO a k キャピタル株式会社との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、平成27年3月に行った当社と同社との協議の中で、同社は、当社に対して、本新株予約権の行使により取得する当社株式の保有方針は純投資であり、原則として当社株式を長期間保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能なかぎり市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを表明しております。なお、当社は、平成26年3月27日に第三者割当による新株式及び第6回新株予約権の発行（以下「平成26年3月第三者割当」といいます。）を行ったところ、平成26年3月第三者割当によりO a k キャピタル株式会社が取得した当社株式の保有方針も純投資であり、当社は、O a k キャピタル株式会社に対し、かかる保有方針に変更はない旨確認しております。また、平成26年3月第三者割当によりO a k キャピタル株式会社が取得した当社株式につきましては、平成26年11月より31回に分け、1日平均41,867株ずつ売却されており、当社の過去2年の1日当たりの平均売買出来高191,000株に対して、約22%の割合になるが、市場における売買出来高に比例した売却をしており、当社としては、可能な限り市場動向に配慮した売却であると評価しております。これらのことから、発行数量及び希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

O a k キャピタル株式会社が本新株予約権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとしております。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先から、同社の直近の保有資金から既に同社が決定している投資を実施しても、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に要する金額の払込みに要する資金は確保されている旨の口頭での報告を受けており、割当予定先の平成27年3月期決算短信に掲げられた財務諸表から、割当予定先がかかる払込み及び行使に要する十分な現預金その他の流動資産を保有していることを確認しております。

g．割当予定先の実態

割当予定先は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場しております。当社は、割当予定先が株式会社東京証券取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書において、割当予定先が警察、顧問弁護士等との連携により、反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本的方針を定めていることを確認しております。さらに、当社は、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索により、割当予定先及びその役員は暴力団等とは一切関係がないと判断しております。

h．特定引受人に関する事項

本新株予約権の発行により、下記の(a)の(c)に対する割合は、55.80%（小数第三位を四捨五入）となることから、割当予定先のO a k キャピタル株式会社は特定引受人となります。

(a) 特定引受人がその引き受けた募集新株予約権に係る交付株式（会社法244条の2第2項に規定する交付株式といえます。以下において同じ。）の株主となった場合に有することとなる議決権の数（当該交付株式の株主となった場合に有することとなる最も多い議決権の数とします。）

90,570個

(b) (a)の募集新株予約権に係る交付株式に係る最も多い議決権の数

52,448個

(c) 当該特定引受人がその引き受けた募集新株予約権に係る交付株式の株主となった場合における最も多い総株主の議決権の数

162,322個

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡につきましては譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認を必要としております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠

本新株予約権の発行価額の決定に際して、公正を期するために第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（住所：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表者：代表取締役社長 野口真人）に対して本新株予約権の発行価額の算定を依頼いたしました。同社は発行会社及び割当予定先の行動に関してそれぞれから聴取した事項を踏まえて発行会社の行動（基本的に割当予定先の権利行使を待つ。）並びに割当予定先の権利行使行動（随時行使を行う。但し、1度に行う権利行使数は、1回あたり190個（目的となる株式数は19,000株）とする。）及び株式売却動向（行使して得た株式は一定量（19,000株）ずつ売却し、全て売却した後、次の権利行使を行う。）について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価（平成27年5月26日の終値）、当社株式の市場流動性、配当率（0%）、無リスク利率（リスクフリーレート-0.0010%）、ボラティリティ（87.81%）及び1日当たりの売却可能株式数（直近2年間にわたる発行会社普通株式の1日あたり平均売買出来高（約190,000株/日））等について一定の前提を置いて、権利行使価額（平成27年5月26日の終値と同額である286円）、権利行使期間（平成27年6月12日から平成29年6月9日まで（但し、当社に対して反対通知がなされた場合には、平成27年6月29日から平成29年6月28日まで））その他の発行条件の下、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、新株予約権1個の公正価値を174円（1株当たり1.74円）と算定いたしました。

当該算定は、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、当社取締役会は、この評価を妥当として、本新株予約権1個の発行価額を金174円といたしました。また、本新株予約権の行使価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向（取締役会決議日の直前営業日までの1か月間、3か月間及び6か月間の終値平均株価等）を勘案するとともに、当社株式の流動性を鑑みると割当予定先がすべての本新株予約権を行使するには相当程度の期間にわたることなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成27年5月26日）の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の普通取引の終値と同額の286円といたしました。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均値285円に対する乖離率は0.50%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均値314円に対する乖離率は8.94%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均値347円に対する乖離率は17.60%となっております。

また、本日開催の当社取締役会にて監査役3名（うち社外監査役2名）全員が、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当せず、かつ適法である旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、発行価額も当該評価額と同額であることを判断の基礎としております。また、行使価額についても取締役会決議日の直前取引日における終値を参考に行使価額を決定したことについて、当該終値が直近の当社の株式価値を適正に反映しているとする旨の意見も合わせて表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権のすべてが行使された場合に発行される株式数は5,244,800株（議決権の数は52,448個）であり、平成27年5月27日現在の当社の発行済株式総数11,633,800株（自己株式及び単元未満株式を除いた株式に係る議決権の数は109,874個）に対して45.08%（議決権の総数に対する割合は47.73%）となることから大幅な希薄化につながるることになります。

しかしながら、本新株予約権の発行による資金調達につきましては、資本参加や買収を含む投資・運転資金の調達を通じ、当社の既存事業とのシナジー創出による事業の強化と成長戦略に基づく新たな事業展開を通じた収益機会の拡大を実現していくことは、当社の企業価値の早期向上につながり、ひいては既存株主の株式価値の向上につながるものと考えております。また、発行する株式の希薄化の規模から流通市場における当社株式の株価に一定の影響を与える可能性は否定できませんが、割当予定先であるOakキャピタル株式会社の当社株式の保有方針は、当社の株式価値の向上を目指した純投資であるものの、可能なかぎり市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していく旨の表明を頂いていることにより、当社株式の流通市場における株価への影響は限定的なものであると考えられます。実際に、平成26年3月第三者割当によりOakキャピタル株式会社が取得した当社株式につきましては、平成26年11月より31回に分け、1日平均41,867株ずつ売却されており、当社の過去2年の1日当たりの平均売買出来高191,000株に対して、約22%の割合になるが、市場における売買出来高に比例した売却をしており、当社としては、可能な限り市場動向に配慮した売却であると評価しております。これらのことから、発行数量及び希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株予約権の目的である株式の総数5,244,800株に係る割当議決権数は52,448個となり、当社の総議決権数109,874個（平成27年5月27日現在）に占める割合が47.73%となり、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となり、かつ、本新株予約権の発行により、割当予定先のOakキャピタル株式会社が割り当てられた割当議決権数を所有した場合に、その保有する議決権数は90,570個となり、会社法244条の2第1項に規定する特定引受人となります。以上より、本新株予約権の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
Oakキャピタル株式会社	東京都港区赤坂八丁目10番24号	3,812,200	34.70	9,057,000	55.80
日本証券金融株式会社	東京都中央区茅場町一丁目2番10号	763,400	6.95	763,400	4.70
玉川 昌範	石川県金沢市	306,600	2.79	306,600	1.89
榎 淳一郎	神奈川県横浜市南区	150,200	1.37	150,200	0.93
諸橋 康裕	新潟県長岡市	117,700	1.07	117,700	0.73
下條 正人	京都府京都市伏見区	99,000	0.90	99,000	0.61
佐藤 恭一	香川県さぬき市	96,800	0.88	96,800	0.60
坂田 修	東京都新宿区	84,800	0.77	84,800	0.52
小山 静雄	東京都渋谷区	80,000	0.73	80,000	0.49
丸山 博之	神奈川県横浜市港北区	74,000	0.67	74,000	0.46
計		5,584,700	50.83	10,829,500	66.72

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成27年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。但し、Oakキャピタル株式会社の所有株式数については、第6回新株予約権の潜在株式数1,982,500株を含んでおりません。
2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成27年3月31日現在の株主名簿に基づく記載に、本新株予約権が全て行使されたと仮定した場合における本新株予約権の目的となる株式の数5,244,800株及びこれに係る議決権の数52,448個を加えた数によって算出しております。
3. 上記の他、平成27年3月31日現在646,000株を自己株式として所有しております。
4. 割当後については、割当予定先が本新株予約権の全てを行使したものと仮定して記載しております。但し、Oakキャピタル株式会社の所有株式数については、第6回新株予約権の潜在株式数1,982,500株を含んでおりません。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(特定引受人との間の会社法244条の2第1項の契約の締結に関する取締役会の判断及びその理由)

- (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

() 成長戦略実現のための資金調達

当社は、平成26年6月に開催された定時株主総会を経て経営体制を新たにし、業績の拡大及び企業価値向上に取り組んで参りました。具体的には、従来の事業である旅行事業と決済代行事業に加え、企業再生の実績を持った経営陣のもと、新たな事業構築と既存事業の改革を進めてまいりました。既に新たな事業として開始した「戦略コンサルティング事業」、「eコマース事業」の展開を目的に設立した株式会社PATHマーケット及び「メディア事業」が当社の成長戦略であり、これら新たに開始した事業は従前からの事業（決済代行事業、旅行事業）とのシナジーを生み出すことで、今後、事業全体の成長と収益を生み出して行く計画です。

実施した事業基盤構築

- イ．平成26年7月から戦略コンサルティング事業を開始し、企業向け事業戦略のコンサルティングを実施しました。
- ロ．平成26年10月23日に「eコマース事業開始及び新会社設立に関するお知らせ」で公表いたしました通り、株式会社PATHマーケットを設立し、通信販売運営事業者等に対する販売手法や企画立案の提案を開始しました。
- ハ．平成26年11月27日には、「メディア事業開始及び株式会社giftの株式取得（子会社化）に関するお知らせ」で公表いたしました通り、女性向け月刊雑誌「DRESS」の出版事業等を通じて、通信販売事業ならびにメディア事業を展開する株式会社giftを株式会社幻冬舎より譲り受け子会社化しました。

今後の通信販売事業の展開

eコマース市場は、平成25年度のBtoC国内市場規模は約11兆円（前年比17.4%増）の二ケタ成長の市場であり、消費市場全体の3.67%を占めるにいたっております（1）。当社は、従前からeコマースサイト等の通信販売運営事業者向けにオンライン決済サービスを展開しており、さらにPATHマーケットやメディア事業の通信販売事業を通じ、さまざまな知見と情報を得てまいりましたが、通信販売事業では顧客個別のニーズや趣向性を把握し、それらを反映した商品を品揃えすること、また効果的に顧客を集客することが重要と考えております。通信販売事業は成長市場ではありますが、上記を踏まえた事業展開を行うことが市場の伸び以上の事業成長に繋がると考えております。

- （1）平成25年度我が国経済社会の情報化・サービス化に係る基盤整備
（電子商取引に関する市場調査）報告書「平成26年8月経済産業省」

通信販売事業と「メディア事業」のシナジー効果

当社は、メディア事業の持つ集客力の活用する戦略として、当社子会社の株式会社giftは雑誌「DRESS」を通じて、すでに女性向け通信販売事業を展開しているほか、読者が自身の趣味・趣向にあったコミュニティ活動に参加するサークル活動の「部活」を展開しておりますが、Webメディアやその他出版社においても、同様の取り組みを行ってまいります。

今後当社は、「DRESS」をはじめ資本参加や買収、提携等を通じて新たに獲得、組成した会員基盤や、会員が活動するコミュニティを活用し、通信販売事業を拡大していくことを計画しております。具体的には、読者ならびに会員に対し、趣向性や特徴に合わせた商品・サービスを提供するほか、商品モニター等のマーケティングソリューションを展開することで事業全体の成長に努めてまいります。

これらの計画を進めるにあたり、下記の事業計画を推進します。

イ．女性読者・会員に向けた化粧品、美容・健康食品の品揃え強化

会員の趣向性は多岐にわたっており、ビジネスチャンスに富んでおります。この趣向や特徴、及び生活特性に合わせた商品・サービスを提供していくことが、会員の満足度を高め、当社事業の収益向上に寄与いたします。

ロ．女性読者・会員に向けた通信販売のプラットフォーム構築

既に展開している雑誌「DRESS」の通信販売サービスだけでなく、多様なeコマースサイトを展開し、上述のメディア事業の持つ集客力を有効活用することによって、販売の増加を図ります。

ハ．会員間のコミュニティ活動の活性化

雑誌「DRESS」が展開する「部活」で培ったコミュニティ活動に必要な、コミュニティ組成や集客、会員間の活動が活性するためのイベント等の実施、会員へのフォローアップ等の運営ノウハウをWebメディアやその他出版社にも適用することで、コミュニティ活動の拡大につなげ、会員間の口コミ情報や意見を吸い上げ、商品の紹介・提案および新商品の企画・開発等に活かしていく事で、当社が展開する通信販売事業の利用促進につながるものと考えております。

各事業のシナジー効果

従来の事業である旅行事業と決済代行事業は、顧客基盤を拡大することが事業再生の課題となっております。決済代行事業においては、通信販売事業の展開によって利用客のオンライン決済サービスの利用が広がり、決済事業の収益基盤の拡大につながります。また旅行事業においては、雑誌「DRESS」やWebメディア及びその他出版社を通じたプロモーションや読者向け旅行企画など、他の旅行会社とは異なるサービスを展開することを計画しています。

当社は上記実現のために、以下の三事業領域で複数の企業への資本参加及び買収を検討しておりこの推進にあたり必要となる投資資金及び運転資金を調達する必要があります。

- ・TVショッピング、eコマース、ダイレクトマーケティングなど通信販売事業
- ・ライフスタイル商材、化粧品、美容健康食品の企画・開発・販売事業
- ・Webメディア及び出版事業

当社は以上6(1)()の資金調達にあたり、当社の事業モデル、経営方針、資金需要等で当社の再生で支援を頂き、当社の株主であるOakキャピタル株式会社から第三者割当による新株予約権の発行を通じた事業資金投資の提案があり、その提案内容について十分検討を進めた結果、既存株主の利益へ十分に配慮しつつ資金を調達し、当社の事業モデルの充実・拡大を進め、企業価値を最大限に高めるために第三者割当による新株予約権の発行を行うことが最良の選択肢であると判断いたしました。

平成26年3月の資金調達

イ．現時点における充当状況

当社は、平成26年3月27日付第三者割当を通じて合計968百万円の資金を調達致しました。うち、平成27年3月末までに415百万円の資金を投資及び事業活動のために充足させています。未行使の新株予約権の280百万円（平成27年3月末時点）を併せ、残額は553百万円です。

当社は平成27年6月27日の株主総会において新経営体制に変わりました。新体制の下、収益基盤を強化するために、新経営陣の経験を活用し戦略コンサルティング事業を立ち上げたこと、既存事業の決済代行事業の戦略的な重要度を見直したこと、当初の資金使途に設定していなかった投資案件が表れたことにより、資金使途を一部変更致しました。特に「メディカル関連サービス事業の投資資金」につきましては、480百万円を充当する予定でしたが当初予定していたRFIDシステム開発会社への出資に向けて調査・交渉を進めてまいりましたが、事業の収益化までに長い期間が見込まれ、当社の業績改善という喫緊の命題との間に隔たりがあることや、新たな事業である通信販売事業やメディア事業とのシナジー効果も見込みづらと考え、当社の判断により資金使途からは除外することにしました。以上により、調達した資金の充当内容について下記の通り報告いたします。

具体的な使途	当初の充当 予定額 (注1)	変更後の充 当予定額	未充当額	支出時期
・旅行事業・決済代行事業の運転資金	111百万円	96百万円	36百万円	平成26年3月～平成27年3月
・旅行事業の投資資金(注4)	96百万円	96百万円	84百万円	支払時期：平成27年3月30日
・決済代行事業の投資資金(注5)	100百万円	100百万円	100百万円	
・借入金の返済(注6)	181百万円	181百万円	-	支払時期：平成26年3月28日
・メディカル関連サービス事業の投資資金 (注7)、(注8)、(注13)、(注14)、 (注15)	480百万円	329百万円	329百万円	
・「借入金の返済」の付随費用等(注8)	-	7百万円	-	支払時期：平成26年3月
・株式会社フォーメンパースに対する投資資金支出額(注7)、(注9)	-	23百万円	-	支払時期：平成26年7月1日
・コンサルティング事業の運転資金(注10)	-	15百万円	4百万円	平成26年7月～平成27年9月
・株式会社PATHマーケットに対する設立出資額(注7)、(注11)、(注13)	-	40百万円	-	支払時期：平成26年12月5日
・株式会社giftへの出資額(注7)、 (注12)、(注13)、(注14)	-	46百万円	-	支払時期：平成26年12月26日
・メディア事業の運転資金支出額(注7)、 (注15)	-	35百万円	-	支払時期：平成27年1月5日及び支払時期：平成27年1月22日
合計	968百万円	968百万円	553百万円	

(注1) 当初の充当予定額は、平成26年3月11日付、第三者割当による新株式及び第6回新株予約権の募集の際に提出した有価証券届出書に記載の手取金の使途であります。

(注2) 調達額のうち未使用未充当分（残高553百万円）については、変更後支出予定時期まで普通預金にてリスクの低い適時適切な資金管理します。

(注3) 平成26年3月27日第三者割当に係る新株式及び第6回新株予約権の発行による払込金額の手取金については上記の60百万円、の12百万円、の181百万円、の7百万円、の23百万円、の11百万円、の40百万円、の46百万円及びの35百万円に充当いたしました。また残額553百万円につきましては、口・今後の充当予定に記載のとおり資金使途を変更し、充当させてまいります。

- (注4) の旅行事業について、当初G S A (General Sales Agency、海外航空会社の日本地区総代理店)の契約を有する企業買収として96百万円見込み、他の旅行事業者への航空券の卸売業の展開を検討しておりました。しかしながら、新経営陣により上記企業の買収を再精査したところ、航空券販売の利益率が低いこと、また平成26年12月に開始したメディア事業との連携による個人向けの企画旅行商品の販売が収益拡大に効果的であると判断したことにより、当初想定していたG S Aを有する企業の買収を断念することと致しました。今後、個人向けの旅行商品の企画、販売等の拡大展開に向けて、旅行事業者への資本参加及び買収を検討しており、そのための投資資金として本件の資金残額を充当いたします。
- (注5) の決済代行事業においては、当初事業強化のための企業買収として100百万円見込んでおりました。しかし、現状の同業他社との競合状況について新経営陣で再精査を行ったところ、M & A等による規模拡大の戦略を選択することよりも、グループ内及び当社の提携先に対し、一定の機能を果たしていく方針を優先すべきとの判断をいたしました。変更後の本資金使途の内容としましては、メディア事業及び旅行事業が展開するWebサービス内に、当社のオンライン決済機能を導入するためのシステム改修費用に充当する予定です。
- (注6) 上記の借入金の返済181百万円につきましては、当初は返済期日に合同会社エージェンシーへの借入金の返済を行う予定でしたが、本格的な再建並び今後の財務体質の改善実施に備える為、合同会社エージェンシーへ元本一括繰上返済することを優先することが適切との判断に至り実施いたしました。
- (注7) のメディカル関連サービス事業の投資資金につきましては、買収案件の検討をいたしました但具体的な交渉まで至らず、前述のとおり未充当となっております。一方メディカル関連サービス事業の投資資金は当初480百万円を充当する予定でしたが、「借入金の返済の付随費用等」として7百万円、「フォーメンパーズに対する投資資金支出額」として23百万円、「株式会社PATHマーケットに対する設立出資額」として40百万円、「株式会社giftへの出資額」として46百万円、及び「メディア事業の運転資金支出額」として35百万円にそれぞれ充当した結果、329百万円となっております。
- (注8) 上記につきましては借入金の返済に伴う借入金利息4百万円と平成26年3月に発行された第三者割当による新株式及び第6回新株予約権の発行諸費用不足額3百万円を支出しております。なお、当該利息等に充当した7百万円につきましては、メディカル関連サービス事業の投資資金から同額を減じております。
- (注9) 当社は、平成26年7月1日より新たな経営体制・経営戦略をもって成長事業を進めていく一環として、企業向け戦略アドバイザー業務であるコンサルティング事業を開始しており、同日にイオンモール株式会社が運営する『イオンハウジング』のフランチャイズ店舗を展開している株式会社フォーメンパーズの事業戦略の立案、人材育成・教育などのアドバイザー業務を受託しました。一方、当社は再建のための新たなビジネスチャンスを模索していたなか、新事業に繋がる同社の新店舗拡大に伴う体制整備に関して、当社経営陣の経験を生かしたフランチャイズシステムのノウハウ提供等のビジネスチャンス構築のため、23百万円出資し資本参加を決めました。なお、当該出資金に充当した23百万円につきましては、メディカル関連サービス事業の投資資金から同額を減じております。しかしながら当初の事業計画から遅れが発生しており、当社にて保守的に検討を重ねた結果、平成27年5月11日開催の当社取締役会において決議し、平成27年3月期において、当該出資金全額を投資有価証券評価損に計上しております。
- (注10) のコンサルティング事業の運転資金につきましては、上記(注9)に記載のとおり事業開始に伴う運転資金として年間支出額を15百万円充当する予定のうち、現在11百万円を充当しております。またその費用については、旅行事業・決済代行事業の運転資金から同額を減じております。
- (注11) 当社は、平成26年10月23日開催の当社取締役会において、eコマース事業への新規参入と、eコマース事業の早期展開を図ることを目的に、同事業のノウハウや実績を持つ、株式会社ジークスと共同出資にて新会社として株式会社PATHマーケット(出資比率は当社80%、株式会社ジークス20%)を設立することを決議し平成26年12月5日出資しました。
- (注12) 当社は、平成26年11月27日開催の当社取締役会において、メディア事業への新規参入と、それに伴い出版事業を展開する株式会社giftを当社子会社とすることを決議し、同年12月26日に同社の株式を取得しました(株式取得額は49百万円、アドバイザー費用等3百万円)。
- (注13) 株式会社PATHマーケットに対する設立出資額の40百万円及び株式会社giftへの出資額の52百万円につきましては、メディカル関連サービス事業の投資資金から同額を減じております。
- (注14) 当社は平成27年1月19日に株式会社giftの株式の一部120株を6百万円で売却しております。なお、この売却に伴い(注13)の株式会社giftへの出資額から6百万円減じており、一方メディカル関連サービス事業の投資資金を同額増加させております。
- (注15) のメディア事業の運転資金支出額につきましては、株式会社giftの貸付金として平成27年1月5日(13百万円)と平成27年1月22日(22百万円)の2回に分け、同社に充当しております。また充当した35百万円につきましては、メディカル関連サービス事業の投資資金から同額を減じております。

□ . 今後の充当予定

当社は、今後の効率的・効果的な収益向上を考えるにあたり新経営陣で検討した結果、既存事業である決済代行事業、旅行事業の強化を継続するとともに、新たに開始したメディア事業と通販事業を融合させた事業を将来の中核事業と位置づけることとなりました。そのような中、平成26年3月27日第三者割当に係る新株式及び第6回新株予約権の発行による資金使途残額（553百万円）につきましては、従前の資金使途から、既存事業（決済代行事業、旅行事業）の強化と将来の中核事業の推進に向けて資金使途の変更を行うことが事業成長に繋がると判断いたしましたので、下記「調達する資金の具体的な使途（変更後）」のごとく使途変更をいたします。

今回、「2 新規発行による手取金の使途」に記載のとおり、平成26年3月27日第三者割当に係る新株式及び第6回新株予約権の発行による資金使途残額（553百万円）に加えて、第8回新株予約権の発行による新たな資金調達を計画しております。この理由は、当社の早期黒字化のためには、資金使途残高（553百万円）を既存事業の強化と中核事業の推進にあて、既存事業・中核事業の収益体質改善までの運転資金に充当すること及び成長の土台となるシステム基盤の構築に優先的に充当することが急務であり、加えて、第8回新株予約権の発行による新たな調達資金は通販事業の強化に充当し、顧客基盤の拡大と収益力向上を実現させることができると判断しているためです。

なお、第8回新株予約権の新株予約権の発行による株式の希薄化の規模から、流通市場における当社の株価に一定の影響を与える可能性は否定できませんが、収益機会の拡大を実現していくことは、当社の企業価値の早期向上に繋がり、ひいては株主価値の向上に繋がるものと当社は判断し、第8回新株予約権の発行を決定いたしました。

・ 調達する資金の具体的な使途（変更後）

具体的な使途	金額	支出予定時期
・ 旅行事業の投資資金（ 資金使途変更なし）	84百万円	平成27年6月～平成28年9月
・ 決済代行事業のシステム構築・改修資金	10百万円	平成27年6月～平成28年12月
・ 旅行事業のシステム構築・改修資金	15百万円	平成27年6月～平成28年12月
・ オフィス移転資金	12百万円	平成27年7月～平成29年3月
・ メディア事業のシステム構築・改修資金	60百万円	平成27年6月～平成28年12月
・ コンサル事業・決済代行事業・旅行事業・メディア事業の運転資金	332百万円	平成27年6月～平成29年3月
・ 健康食品事業への投資資金	40百万円	平成27年6月～平成28年12月
	553百万円	

・ 旅行事業について、「イ．現時点における充当状況（注4）」のとおり、当初G S A（General Sales Agency、海外航空会社の日本地区総代理店）の契約を有する企業を買収し、他の旅行事業者への航空券の卸売業の展開を検討しておりました。しかしながら、新経営陣により上記企業を買収を再精査したところ、航空券販売の利益率が低いこと、また平成26年12月に開始したメディア事業との連携による個人向けの企画旅行商品の販売が収益拡大に効果的であると判断したことにより、当初想定していたG S Aを有する企業を買収を断念することと致しました。

今後はメディア事業が展開する雑誌メディアやWebメディアと連携し、個人向けの旅行商品の企画、販売等の拡大展開を行っていくにあたり、広範囲な企画商品の取扱いが出来る第一種免許を取得している旅行事業者への資本参加及び買収を検討しており、そのための投資資金として充当いたします。なお本件につきましては当初の旅行事業の投資資金の残額を引き継ぐものといたします。

・ 決済代行事業においては、「イ．現時点における充当状況（注5）」のとおり、当初事業強化のための買収資金として資金使途を見込んでおりました。しかし、現状の競合環境について新経営陣で再精査を行ったところ、M & A等による規模拡大の戦略を選択することよりも、グループ内及び当社の提携先に対し、一定の機能を果たしていく方針を優先すべきとの判断をいたしました。変更後の本資金使途の内容としましては、メディア事業及び旅行事業が展開するWebサービス内に、当社のオンライン決済機能を導入するためのシステム改修費用に充当する予定です。

本システム改修にあたっては、メディア事業及び旅行事業のwebサービスへのオンライン決済機能導入に関わる改修構築と、その6～10ヶ月程度後を目途にシステムの最適化を行う最適化改修の2段階の改修実施を想定しております。

・ 旅行事業において、メディア事業や通信販売事業と旅行事業のシステム連携を図り、メディア事業で展開するWebメディアや雑誌メディアによる旅行サービスの紹介やプロモーション、および通信販売機能の活用を通じ、旅行事業の顧客拡大を計画しております。また個人向け及び法人向けの旅行サービスサイトの充実を予定しております。本資金は、この目的のための「旅行事業とメディア事業

や通販事業との連携システム構築費用」、「旅行サービスのwebサイトリニューアル費用」等のシステム構築、改修費用に充当する予定です。

本システム構築、改修にあたっては、「旅行事業とメディア事業や通販事業との連携」および「旅行サービスのwebサイトリニューアル」に関わるシステム構築と、その6～10ヶ月程度後を目途にシステムの最適化を行う最適化改修の2段階の実施を想定しております。

・子会社パス・トラベル社の京都オフィスの移転、及び当社の増員に伴うオフィス移転・拡張の資金に充当する予定です。

・メディア事業において、保有する会員向けのソーシャルメディアサイトを構築し、そのソーシャルメディアサイト上で、会員に対して商品やサービスの提案を行い、通信販売事業の拡大、及び旅行事業の顧客獲得につなげることを計画しております。また、Web上のメディアコンテンツを充実することでアクセス数を増やし、会員数の増加や会員の訪問頻度の向上を図ります。本資金は、この目的のため「ソーシャルメディアサイトの構築費用」や「ソーシャルメディアサイトにおける通信販売機能との連携システム構築費用」、また「Webメディアを充実するためのWebサイトリニューアル費用」等のシステム構築、改修費用に充当する予定です。

本システム構築、改修にあたっては、「ソーシャルメディアサイト構築」、「ソーシャルメディアサイトにおける通信販売機能との連携」及び「Webメディアを充実するためのWebサイトリニューアル」に関わるシステム構築と、その6～10ヶ月程度後を目途にシステムの最適化を行う最適化改修の2段階の実施を想定しております。

・各事業(コンサルティング事業・決済代行業業・旅行事業・メディア事業)の運営に必要な2カ年分の運転資金に充当する予定です。

・通信販売事業において、現在雑誌「DRESS」の読者、会員向けのeコマースサイトを通じて健康効果のある野菜ジュース食品の販売を行っております。今後、当社は健康効果のある食品分野の品揃えや商品力強化を行うことを計画しており、そのような商材を多品種調達できる事業者、もしくは健康効果のある商材を企画・開発できる事業者との関係強化を計画しており、スーパーフード(高栄養価食品)を扱う候補事業者とパートナーシップ構築に向けた交渉を開始しております。本資金はこの目的のため資本参加を通じた業務提携の資金に充当する予定です。

なお残額につきましては上記の具体的な用途を優先いたしますが、今回の新株予約権が行使価格等の理由により行使が遅れた場合は新用途に対して一部充当する可能性があります。

() 本新株予約権の発行の方法を選択した理由について

上記「() 成長戦略実現のための資金調達」に記載した内容を進めるにあたり、既存株主への影響を抑えながら機動的な資金調達ができる方法を検討してまいりました。様々な調達方法がある中、それぞれのメリット・デメリットを勘案した結果、当該事業戦略と計画の進展に合わせてOak Capital株式会社から新株予約権の行使がなされる旨を口頭にて了承を得ていること等を鑑み、新株予約権の発行は、当社株式の株価動向によって当初想定されている調達金額を下回る可能性はあるものの、急激な希薄化を抑制できることや、事業成長の進展や株価動向に応じて徐々に行使されることから、中長期的な株主様のメリットの観点から、現時点における当社の資金調達として最適な方法であると判断いたしました。

<他の資金調達方法と比較した場合の特徴>

A. 金融機関からの借入

金融機関からの間接金融による資金調達に関しては、現状の当社の業績・財務内容及び継続企業の前提に関する注記の解消に至っていない現状を踏まえれば、極めて困難と考えられます。また、必要な調達資金全額を借入金によって賄った場合の返済や金利は、短期的なキャッシュフローを悪化させる恐れがあります。

B．第三者割当による新株発行

第三者割当による新株発行の場合は、一度に新株式を発行して資金調達を完了させることができる反面、1株当たりの利益の希薄化が同時に発生し、新株予約権の発行と比べて株価への影響が大きくなる可能性があります。

C．公募増資の方法による新株式発行

公募増資に関しては、調達金額に比べてコストが高く、当社の現在の業績の状況等を考慮すると必要な資金が調達できるかは不透明であり、実現可能性は低いと考えられることから、現時点における資金調達方法としては合理的でない判断いたしました。

D．私募社債の発行

引受先が見つまっている場合は、短期間・低コストで比較的容易に発行が可能である一方、金利負担が発生することに加え、引受先を見つけることが困難であると判断いたしました。

なお、当社が重視した本新株予約権のメリット及びデメリットとなる要素は以下のとおりであります。

<メリットとなる要素>

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び割当株式数の双方が固定されていることから、既存株主の保有する株式価値の希薄化に配慮した内容となっております。上記の本新株予約権の主な特徴のとおり、本新株予約権は発行当初から行使価額は286円で固定されており、また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から5,244,800株で固定されているため、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

割当予定先であるOakキャピタル株式会社は過去における上場会社を対象としたエクイティ・ファイナンスの実行に伴って、投資実績があり、失権なども発生していないことから払込みの確実性が極めて高いと考えることができること

割当予定先であるOakキャピタル株式会社はファイナンシャル・インベスターであり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がなく、当社の経営の独立性を維持したまま資金調達が可能であること

割当予定先であるOakキャピタル株式会社は当社以外においても日本の上場企業の新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実にっており、割当先としての信頼感が高いことと共に、新株予約権の引受先である他社の実績からも早期の行使が期待できること

本新株予約権の行使は、その行使の時期（期間）が分散されることから、短期間に大量の株式を発行する公募増資などと比べ、当社株式の需給関係への影響を一定程度軽減させることが期待できること

<デメリットとなる要素>

本新株予約権の行使が進んだ場合、5,244,800株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じること

本新株予約権の行使請求期間である、平成27年6月12日から平成29年6月9日まで（但し、当社に対して反対通知がなされた場合には、平成27年6月29日から平成29年6月28日まで）の2年間の期間内に、市場の動向等の要因により、本新株予約権の行使が十分に進まない可能性があり、その場合、新たな資金調達などを検討しなければならないこと

既存の株主の皆様には本新株予約権の行使により短期的には株式価値の希薄化が生じることとなりますが、当該増資を通じた、既存事業とのシナジー創出や事業拡大を実現することが、経営の安定及び当社の企業価値の向上につながることであり、中長期的な観点から見れば、株主の皆様が利益が高まるものと認識しております。

() 本新株予約権の主な特徴

本新株予約権の主な特徴は、次のとおりとなります。

本新株予約権は、発行当初から行使価額は286円で固定されており、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から5,244,800株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び割当株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

本新株予約権には、前記 第一部 [証券情報] 第1 [募集要項] 1 [新規発行新株予約権証券（第8回新株予約権）] (2) [新株予約権の内容等] 表中「新株予約権の譲渡に関する事項」欄に記載のとおり、譲渡制限条項が規定されており、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとしております。

当社は、有価証券届出書の効力発生後、本新株予約権の割当予定先であるOakキャピタル株式会社との間で以下の内容を含む総数引受契約を締結いたします。

（ファーストリビューアル）

引受契約書の締結日（平成27年6月12日締結予定。但し、当社に対して反対通知がなされた場合には、平成27年6月29日締結予定。）から2年間、当社が株式、発行会社の株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券（新株予約権又は新株予約権付社債及び取得対価を発行会社の株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含むがこれらに限られない。）を発行もしくは交付もしくは処分（公募か私募か、株主割当か第三者割当か、新規発行か自己株式の処分か、その発行もしくは交付の形態を問わない。）（但し、当社の役員及び従業員等に対するインセンティブを付与する目的のものである場合において当社の取締役会において適法に承認された資本政策に従っており、且つ、その発行規模が発行済株式総数の5%（新株予約権を付与する場合にはその行使により交付される株式数により判断する。）を超えないとき、及び既発行の第4回新株予約権、第6回新株予約権及び平成27年3月31日に発行された募集新株予約権の行使の場合において当該行使が発行時に開示された条件から変更又は修正されずれに当該条件に従って行われるとき、その他先買権の対象としない旨を当社とOakキャピタル株式会社との間で合意したときは除く。）をしようとする場合には、Oakキャピタル株式会社において、所定の手続に従い、その引受の優先権を有するものとする。なお、Oakキャピタル株式会社が保有する本新株予約権が存在しなくなった時点で、かかる優先権は消滅するものとする。

（2）大規模な第三者割当を行うこととした判断の過程

上記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

本新株予約権の発行による資金調達率は希薄化率が47.73%となり、25%以上であり、かつ、本新株予約権の発行により、割当予定先のOakキャピタル株式会社が割り当てられた割当議決権数を所有した場合に、その保有する議決権数は90,570個となり、会社法244条の2第1項に規定する特定引受人となることから、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第432条に規定される「経営者から一定程度の独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手」又は「当該割当てに係る株主総会の決議などによる株主の意思確認」のいずれかの手続を得る必要がありますが、今回の資金調達につきましては、既に当社グループの事業モデルと親和性が高い複数の企業との資本参加及び買収を検討している中、早期に資本参加及び買収のための資金が必要となる可能性もあるため、時間的な制約を伴う「株主総会の決議などによる株主の意思確認」による方法ではなく「経営者から一定程度の独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手」の方法を採用いたしました。そこで当社は、経営者から一定程度の独立した者として、当社と利害関係がない潮見坂綜合法律事務所の弁護士である後藤高志氏、当社と利害関係がない新幸綜合法律事務所の弁護士である熊澤誠氏、同じく当社と利害関係がない株式会社WAKONマネジメントの代表取締役である近藤嘉剛氏による委員会（以下、「第三者委員会」という。）を組成し、本新株予約権の発行を実施することについてその必要性及び相当性に関する意見入手することといたしました。

当該第三者委員会が意見書を作成するに当たっては、当社から提出した資料及び情報に従い、必要に応じて、当社取締役、監査役、また、割当予定先その他の関係者に対する質疑応答を行い、当該第三者委員会が適切と判断する方法に従って意見書が作成されております。

以上の経緯により、発行決議日である平成27年5月27日に、第三者委員会より当社の取締役会に対して、今回の本新株予約権の募集に係る資金調達の必要性及び相当性、調達方法の相当性、発行条件の内容その他の事項の相当性は認められると判断する旨の意見を得ております。

なお、当該第三者委員会の意見の内容及び根拠・理由の概要は以下の通りです。

（a）答申の内容

「（ ）貴社の事業内容等、財務状態の現状及び見通し、経営課題、本件の資金使途、本件第三者割当の実行効果、不公正発行となる事情の不存在等からすれば、本件第三者割当には必要性が認められ、（ ）本件第三者割当に係る調達金額、調達方法、割当先、発行価額、行使価額に相当性が認められること、希薄化防止への配慮がなされていること、発行条件について交渉が行われたことからすれば、本件第三者割当の発行条件は前記の必要性を実現するために相当な範囲に留まるものであると評価しうるから、本件第三者割当には相当性が認められるものと思料する。」

（b）根拠及び理由の概要

（ ）資金調達の必要性

「貴社は平成26年3月期の資金調達によって債務超過を解消したものの、その後の事業再生は未だ途上にある。平成26年7月以降の経営戦略変更後もその収益は一時的なコンサルティング事業によって営業損失を縮減するに留まり、決済代行事業、旅行事業、メディア事業及びeコマース事業の収益のみで営業損失を解消するには足りない状況にある。加えて現状のビジネスモデルを維持した場合には収益構造及び収益状態の改善を行うことは合理的に考えて困難であるため、当該改善を行うための施策実施が貴社の喫緊の経営課題といえる。この点、本件第三者割当により調達する資金の使途についてみると、当該経営課題

と整合し、かつ、実現可能性と投資金額に係る算定方法の合理性が存すると評価しうる企業買収等であり、これが実現すれば貴社の収益構造及び収益状態は大幅に改善することが見込まれている。なお、平成26年3月に実施した資金調達の前回は別個の資金用途があるため、当該前回は上記企業買収に充当しないことも不合理ではない。また、本件第三者割当が不公正発行となる事情も不相当である。

よって、貴社の事業内容等、財務状態の現状及び見通し、経営課題、本件の資金用途、本件第三者割当の実行効果、不公正発行となる事情の不存在等からすれば、本件第三者割当には必要性が認められる。」

() 資金調達の相当性

「本件第三者割当による調達金額は、資金用途における投資金額と整合しているから調達金額には相当性がある。借入及び公募増資等の方法に比して調達方法は相当である(なお、当社はOakキャピタル株式会社に対して本新株予約権の行使を強制できる権利はないものの、同社からは当社株価が行使価額に満たない場合でも、当社における資金需要を勘案した上で権利行使を行う意思がある旨を述べていることや筆頭株主として当社の事業戦略や業績向上に対する関心が極めて高いこと等から、他の資金調達の実現可能性が低い又は相対的にデメリットが大きい現状では、一定程度の資金調達の不確実性はあるものの、資金調達の必要性との関係において相当性があると考えられる。)()Oakキャピタル株式会社の過去の投資実績、同社が当社筆頭株主であり、第6回新株予約権による当社の資金調達に寄与し、かつ、今後も当社の事業に顧客・提携先の紹介等で寄与することが期待されることから資本面及び事業面の両面における緊密性が認められること、()払込能力を有すると認められること、()Oakキャピタルの投資方針は純投資であり、当社の経営に参加する意思や支配株主となる意思等はないことから、同社を割当予定先とすることは相当である。()本新株予約権の発行価額は株式会社ブルー・コンサルティングの評価書における公正価額と同額であり払込金額が発行価額を大きく下回ることはなく、かつ、その評価の前提及び内容に不合理な点は認められないことから、本新株予約権の発行は有利発行に該当しないと考えられる。したがって、発行価額に相当性が認められること、()また、行使価額は本件第三者割当の発行決議日の直前取引日における当社普通株式の普通取引の終値と同額であること等から行使価額に相当性が認められること、()一定の希薄化防止への配慮がなされていること、()発行条件について交渉が行われたことからすれば、発行条件には相当性がある。

よって、本件第三者割当の諸条件は、前記の必要性を実現するために相当な範囲に留まるものであると評価しうるから、本件第三者割当には相当性が認められる。」

(3) 特定引受人との間の会社法244条の2第1項の契約の締結に関する監査役の見解

本日開催の当社取締役会にて監査役3名(うち社外監査役2名)全員は、当社の事業内容や今後の事業計画等、資金用途に照らして資金需要が見込まれること、本新株予約権の発行条件は資金用途に照らして相当であって第三者機関の評価結果を踏まえて特に有利な条件での発行に該当していないこと、同社の実績、当社の事業モデル等に対する理解と当社との関係及びその保有方針に照らしてOakキャピタル株式会社は割当予定先として相当であること、本新株予約権の発行について第三者委員会の答申書において必要性及び相当性が認められる旨の意見を取得する等していること、その他法令上必要な手続が行われていることを踏まえて、会社法第244条の2第1項に規定する特定引受人に該当するOakキャピタル株式会社に対する本新株予約権の割当て及び当社との総数引受契約の締結は、適法かつ相当である旨の意見を表明しております。

以上の取締役会における検討並びに第三者委員会及び監査役の意見内容を踏まえ、当社取締役会は本新株予約権の発行を決議いたしました。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第24期）の提出日（平成26年6月27日）以後、本有価証券届出書提出日（平成27年5月27日）までの間において、当該有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（5）発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金は、次のとおり増加しております。

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）
平成26年6月27日～平成27年5月27日	2,994,500	11,633,800	213,241	1,048,832

（注） 千円未満を切り捨てて表示しております。

2．事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の第24期有価証券報告書及び第25期第3四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日（平成27年5月27日）までの間に新たに生じた事業等のリスクは以下のとおりであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、以下の「事業等のリスク」に記載した事項を除き、本有価証券届出書の提出日（平成27年5月27日）現在においてもその判断に変更はありません。

第8回新株予約権の割当予定先について

平成27年5月27日開催の当社取締役会において、Oakキャピタル株式会社を割当予定先とする第8回新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。割当予定先であるOakキャピタル株式会社の当社株式等の保有方針は純投資であり、第8回新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておりません。また、対応可能な限り市場に配慮しつつ市場動向を見ながら適時適切に当社株式を売却する方針である旨確認しております。よって、今後において当社の経営体制に変更が生じる可能性は極めて低いものと考えておりますが、割当予定先が当社株式を長期間保有し続けた場合は、当社経営への関与や当社の経営体制に影響を与える可能性があります。

資金調達について

平成27年5月27日開催の当社取締役会において、Oakキャピタル株式会社を割当予定先とする第8回新株予約権の発行を行うことを決議し、資金調達を行うこととしておりますが、第8回新株予約権については、その性質上、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合は、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があり、その場合においては、当社の経営戦略の遂行に支障をきたす可能性があります。

株式価値の希薄化について

平成27年5月27日開催の当社取締役会において、Oakキャピタル株式会社を割当予定先とする第8回新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。当社の平成27年5月27日現在の発行済株式総数は11,633,800株であり、第8回新株予約権の行使により5,244,800株（議決権の個数52,448個）の新株式が発行されることになり、平成27年5月27日現在の当社の発行済普通株式総数11,633,800株（議決権の数は109,874個）に対して45.08%（議決権の総数に対する割合は47.73%）の希薄化率となることから、当社の1株当たりの株式価値が希薄化することになり、また株式市場での需給バランスに変動が発生し、株価へ影響を及ぼす可能性があります。しかしながら、当社といたしましては、今回の資金調達により既存事業とのシナジー創出や事業拡大を実現することが、経営の安定及び当社の企業価値の向上につながり、ひいては既存株主様の株式価値の向上につながるものであることから、株式価値の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

3. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第24期）の提出日（平成26年6月27日）以後、本有価証券届出書提出日（平成27年5月27日）までの間において、下記の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成26年6月30日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、平成26年6月27日開催の第24回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決された。

当会社の商号については、平成26年7月1日をもって、イー・キャッシュ株式会社（英文ではecashcorporation）から、パス株式会社（英文ではPATH corporation）への変更、並び、同日付で本店所在地を東京都渋谷区より東京都港区へ変更を行う。

また、本定時株主総会終結の時をもって、当社発行可能株式総数については、26,000,000株から33,000,000株に変更することから、現行定款第2条（目的）に事業目的の追加等、株主総会の招集権者及び議長を「取締役社長」から「予め取締役会が定める代表取締役」に変更することから、現行定款第13条（招集権者及び議長）を変更、役付取締役の呼称を新たに追加（最高経営責任者（CEO）及び最高執行責任者（COO）することから、現行定款第20条（代表取締役及び役付取締役）を変更、取締役会の招集権者及び議長を「取締役社長」から「予め取締役会が定める代表取締役」に変更することから、現行定款第21条（取締役会の招集権者及び議長）を変更、機動的な剰余金の配当が可能となるよう、現行定款第42条（剰余金の配当）を変更、配当金の除斥期間における配当金支払については付利を行わない旨、現行定款第44条（配当金の除斥期間）を変更及び平成26年4月1日付の株式分割の実施及び単元株制度の採用に伴い、会社法の規定に基づき、第7条（単元株式数）の新設と、所要の変更を行う。

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役として、中村晋一、柴田励司、瀧谷知之、高橋義昭を選任する。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、福田優、木寅雅之、西澤滋史を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果決議事項賛成(個)反対(個)棄権(個)可決要素決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要素	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	35,090	126		(注)1	可決(99.6%)
第2号議案				(注)2	
中村 晋一	35,034	167			可決(99.5%)
柴田 励司	35,035	166			可決(99.5%)
瀧谷 知之	35,032	169			可決(99.5%)
高橋 義昭	35,014	187			可決(99.5%)
第3号議案				(注)2	
福田 優	35,022	179			可決(99.5%)
木寅 雅之	35,046	155			可決(99.6%)
西澤 滋史	35,045	156			可決(99.6%)

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

(平成27年2月19日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社において特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : 株式会社PATHマーケット

住所 : 東京都港区虎ノ門五丁目1番5号

代表者の氏名 : 代表取締役 柴田 励司

資本金 : 50,000千円(平成26年12月31日現在)

事業の内容 : インターネット、カタログ等による通信販売業。その他、商品の企画、製造、加工、販売、輸出入並びにその他受託

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数(出資金額)

異動前 : -千円

異動後 : 40,000千円

当該特定子会社の総株主等の議決権(出資総額)に対する割合

異動前 : -%

異動後 : 80.0%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由：当社は、E C事業の早期展開を図る事を目的に、同事業のノウハウや実績を持つ、株式会社ジークス社と共同出資事業を行うため株主間契約を締結し、株式会社P A T Hマーケットを設立しております。当該子会社の純資産の額が当社の純資産の額の100分の30以上に相当するため、当社の特定子会社に該当することとなりました。

異動の年月日：平成26年12月5日

(平成27年2月19日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成26年11月27日の当社取締役会において、特定子会社の異動を伴う子会社取得を行うことを決議し、連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、それにより、連結会社の、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2、第3号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づく、子会社取得の件。

(1) 取得対象子会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号：株式会社g i f t
 本店の所在地：東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目8番1号
 代表者の氏名：代表取締役社長 山本 由樹
 資本金の額：45,000千円（平成26年12月31日現在）
 純資産の額：46,068千円（平成26年12月31日現在）
 総資産の額：318,602千円（平成26年12月31日現在）
 事業の内容：雑誌「D R E S S」の編集・出版等

(2) 取得対象子会社の最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(単位：百万円)

決算期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
売上高	-	300	650
営業利益又は営業損失()	-	39	344
経常利益又は経常損失()	-	39	340
当期純利益又は当期純損失()	-	24	342

(注) 平成25年3月期は創業のため7ヶ月変則決算で記載しております。

(3) 取得対象子会社の当社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社と取得対象子会社との間には、記載すべき資本関係はありません。
人的関係	当社と取得対象子会社との間には、記載すべき人的関係はありません。
取引関係	当社と取得対象子会社との間には、記載すべき取引関係はありません。

(4) 取得対象子会社に関する子会社取得の目的

新規に開始するE C事業及び既存事業である決済代行事業、旅行事業をそれぞれ単体での成長を追求することと、各事業間においてシナジー効果を生み出し、新たなビジネスを創出することで事業規模の拡大と成長を目指すものであります。

(5) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

giftの普通株式	48,900千円
アドバイザー費用等	3,903千円
合計	52,803千円

・金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、当社において特定子会社の異動の件。

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : 株式会社 gift
住所 : 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目8番1号
代表者の氏名 : 代表取締役 山本 由樹
資本金 : 45,000千円（平成26年12月31日現在）
事業の内容 : 雑誌「DRESS」の編集・出版

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数（出資金額）
異動前： - 千円
異動後： 52,803千円
当該特定子会社の総株主等の議決権（出資総額）に対する割合
異動前： - %
異動後： 81.5%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 : 当社は、新規に開始するEC事業及び既存事業である決済代行事業、旅行事業をそれぞれ単体での成長を追求することと、各事業間においてシナジー効果を生み出し、新たなビジネスを創出することで事業規模の拡大と成長を目指すものであります。当該子会社の純資産の額が当社の純資産の額の100分の30以上に相当するため、当社の特定子会社に該当することとなりました。

異動の年月日 : 平成26年12月26日

・金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく、特別利益計上の件。

(1) 当該事象の発生年月日

平成27年2月13日（第25期第3四半期報告書提出日）

(2) 当該事象の内容

平成27年3月期第3四半期におきまして、株式会社 giftの株式取得に伴う負ののれん発生益33,642千円が発生しました。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、平成27年3月期第3四半期の連結決算におきまして、上記の負ののれん発生益33,642千円を計上いたしました。

（平成27年5月18日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

（1）当該事象の発生日

特別損失 平成27年5月11日（取締役会決議日）

（2）当該事象の内容

個別

特別損失（投資有価証券評価損 22,990千円及び関係会社株式売却損 478千円）

連結

特別損失（投資有価証券評価損 22,990千円及び関係会社株式売却損 4,606千円）

（注）1．個別決算及び連結決算のいずれについても、投資有価証券評価損は、当社が保有する投資有価証券である株式会社フォーメンバーズへの出資金に関し、当初の事業計画から遅れが発生しており、また実質価額が著しく下落しており回復可能性が十分な証拠によって裏付けられなかったため、当社にて保守的に検討を重ねた結果、投資有価証券評価損として計上することとしたものであります。

2．個別決算及び連結決算のいずれについても、関係会社株式売却損は、平成27年1月19日に株式会社giftの株式120株を1株当たり5万円で譲渡した会計処理について監査人と協議した結果、個別については関係会社株式取得時との差額、連結については株式売却により増加する少数株主持分と売却額の差額に個別で計上された関係会社株式売却損を足して、関係会社株式売却損として計上することとしたものであります。

（3）当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

平成27年3月期の個別決算及び連結決算において、特別損失（投資有価証券評価損及び関係会社株式売却損）をそれぞれ上記、2 報告内容 2．に記載の額を計上するものであります。

4 業績の概要について

第25期連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

平成27年5月13日開催の取締役会において承認された第25期連結会計年度に係る連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書は以下のとおりであります。なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

連結財務諸表

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	74,447	349,139
売掛金	7,543	225,097
商品及び製品	-	1,198
仕掛品	-	12,166
未収入金	11,038	19,362
前渡金	17,605	14,410
その他	3,504	3,468
貸倒引当金	2,872	4,053
流動資産合計	111,265	620,791
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	320	501
減価償却累計額及び減損損失累計額	21	94
建物及び構築物（純額）	298	407
工具、器具及び備品	2,516	2,516
減価償却累計額及び減損損失累計額	2,516	2,516
工具、器具及び備品（純額）	-	-
有形固定資産合計	298	407
無形固定資産		
ソフトウェア	703	555
無形固定資産合計	703	555
投資その他の資産		
敷金及び保証金	12,062	15,978
その他	343	-
投資その他の資産合計	12,405	15,978
固定資産合計	13,408	16,941
資産合計	124,674	637,732

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	-	77,698
買掛金	3,456	53,684
1年内返済予定の長期借入金	10,200	5,350
未払金	29,586	39,381
前受金	12,203	26,153
未払法人税等	2,875	3,785
加盟店預り金	13,693	6,999
賞与引当金	-	2,310
返品調整引当金	-	28,137
その他	1,575	6,246
流動負債合計	73,590	249,746
固定負債		
長期借入金	5,350	-
退職給付に係る負債	5,818	3,536
固定負債合計	11,168	3,536
負債合計	84,758	253,283
純資産の部		
株主資本		
資本金	811,201	1,048,832
資本剰余金	814,203	1,051,834
利益剰余金	1,535,947	1,685,998
自己株式	57,106	57,106
株主資本合計	32,351	357,562
新株予約権	7,564	8,020
少数株主持分	-	18,867
純資産合計	39,915	384,449
負債純資産合計	124,674	637,732

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
(連結損益計算書)

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
売上高	385,267	616,900
売上原価	333,228	535,892
売上総利益	52,038	81,007
販売費及び一般管理費	149,910	240,246
営業損失()	97,871	159,238
営業外収益		
受取利息	31	57
貸倒引当金戻入額	2,000	-
故紙売却収入	-	349
その他	432	198
営業外収益合計	2,464	604
営業外費用		
支払利息	5,499	257
株式交付費	17,885	15,870
遅延損害金	3,851	-
その他	263	599
営業外費用合計	27,499	16,728
経常損失()	122,906	175,362
特別利益		
負ののれん発生益	-	33,642
特別利益合計	-	33,642
特別損失		
関係会社株式売却損	-	4,606
投資有価証券評価損	-	22,990
固定資産除却損	-	272
本社移転費用	-	629
減損損失	26,200	-
特別損失合計	26,200	28,498
税金等調整前当期純損失()	149,106	170,218
法人税、住民税及び事業税	1,020	1,195
法人税等合計	1,020	1,195
少数株主損益調整前当期純損失()	150,126	171,413
少数株主損失()	-	21,362
当期純損失()	150,126	150,051

（連結包括利益計算書）

（単位：千円）

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
少数株主損益調整前当期純損失（ ）	150,126	171,413
包括利益	150,126	171,413
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	150,126	150,051
少数株主に係る包括利益	-	21,362

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	686,197	689,199	1,385,820	57,106	67,528
当期変動額					
新株の発行	125,003	125,003			250,007
当期純損失（ ）			150,126		150,126
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	125,003	125,003	150,126	-	99,880
当期末残高	811,201	814,203	1,535,947	57,106	32,351

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	-	67,528
当期変動額		
新株の発行		250,007
当期純損失（ ）		150,126
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,564	7,564
当期変動額合計	7,564	107,444
当期末残高	7,564	39,915

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	811,201	814,203	1,535,947	57,106	32,351
当期変動額					
新株の発行	237,631	237,631			475,262
当期純損失()			150,051		150,051
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	237,631	237,631	150,051	-	325,210
当期末残高	1,048,832	1,051,834	1,685,998	57,106	357,562

	新株予約権	少数株主持分	純資産合計
当期首残高	7,564	-	39,915
当期変動額			
新株の発行			475,262
当期純損失()			150,051
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	455	18,867	19,322
当期変動額合計	455	18,867	344,533
当期末残高	8,020	18,867	384,449

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失（ ）	149,106	170,218
減価償却費	4,446	268
移転費用	-	629
減損損失	26,200	-
のれん償却額	2,990	-
貸倒引当金の増減額（ は減少）	1,887	1,108
賞与引当金の増減額（ は減少）	-	2,265
退職給付に係る負債の増減額（ は減少）	5,818	2,281
返品調整引当金の増減額（ は減少）	-	534
受取利息	31	57
故紙売却収入	-	349
負ののれん発生益	-	33,642
支払利息	5,499	257
株式交付費	17,885	15,870
固定資産除却損	-	272
投資有価証券評価損益（ は益）	-	22,990
関係会社株式売却損益（ は益）	-	4,606
売上債権の増減額（ は増加）	903	71,417
たな卸資産の増減額（ は増加）	-	7,539
仕入債務の増減額（ は減少）	215	19,358
未収入金の増減額（ は増加）	8,543	2,868
未払金の増減額（ は減少）	10,080	8,964
前受金の増減額（ は減少）	1,087	9,428
前渡金の増減額（ は増加）	15,127	3,194
加盟店預り金の増減額（ は減少）	550	6,693
その他	3,930	6,281
小計	68,339	120,663
利息の受取額	3	57
利息の支払額	5,476	243
法人税等の支払額	2,611	1,021
法人税等の還付額	-	9,977
移転費用の支払額	-	629
営業活動によるキャッシュ・フロー	76,423	112,522
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	-	22,990
関係会社株式の売却による収入	-	6,000
有形固定資産の取得による支出	815	501
無形固定資産の取得による支出	741	-
敷金及び保証金の差入による支出	6,373	7,303
敷金及び保証金の回収による収入	709	3,062
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	45,671
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,219	67,403
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	89,000	-
短期借入金の返済による支出	207,000	-
長期借入金の返済による支出	10,200	10,200
株式の発行による収入	250,007	449,617
新株予約権の発行による収入	7,564	5,201
少数株主からの払込みによる収入	-	10,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	129,371	454,618

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	45,727	274,692
現金及び現金同等物の期首残高	28,719	74,447
現金及び現金同等物の期末残高	74,447	349,139

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

当社グループは、前連結会計年度において営業損失97,871千円、当期純損失150,126千円を計上し、当連結会計年度におきましても、営業損失159,238千円（前年同期比61,367千円増）、当期純損失150,051千円（前年同期比75千円減）を計上しております。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

今後に向け、当社グループは下記対策を講じ、当該状況の改善及び解消に努めてまいります。

既存事業における安定した収益の確保と収益力の強化

既存事業においては、安定した売上を確保し、徹底した固定費削減によって収益性を改善することで、早期に営業利益黒字化を達成することが最大の課題であると認識しております。

・コンサルティング事業

コンサルティング事業におきましては、業績改善及び収益向上に寄与する事業として、クライアント企業の企業価値を高めることを目的とした、コンサルティング事業としてサービスを提供しており、本事業の売上規模の拡大を図ってまいります。

・決済代行業業

決済代行業業におきましては、従来から安定的に売上を計上している決済代行サービスを中核としつつ、新たな決済支払いの分野を開拓し、本事業の売上規模の拡大を図ってまいります。

・旅行事業

旅行事業におきましては、営業活動の強化により、当社独自のオーダーメイド旅行、国内・海外渡航の手配業務、学術渡航の企画販売及び手配業務の売上増加を図ってまいります。新規顧客やリピーターを増やし、安定した収益基盤を構築してまいります。

・メディア事業

読者の会員基盤を擁し、読者向けに各種イベント開催や「DRESS部活」といった読者間のコミュニティ活動支援の拡大を図り、さらには通信販売を展開するなど出版事業にとどまらないユニークな事業展開を広げ、それらの事業には高い付加価値を加えることといたします。当該雑誌「DRESS」の各種基盤を活用し、当社事業のEC事業、旅行事業と連携し、ビジネスの創出やサービス、商品を提供していくことにより、顧客ロイヤルティを獲得してまいります。

新規事業の創設

新規事業による新たな収益基盤の構築を図るべく、戦略的事業及びM&Aも含めた新規事業の創設を進めてまいります。既存事業以外の新たな事業領域への参入を積極的に実行し、当事業をコンサルティング事業、決済代行業業、旅行事業に続く、コア事業の一つとして成長させてまいります。

資本政策の促進

当社は、今後も新株予約権の行使促進等を含めた資本政策の実施を検討してまいります。

しかし、これらの対応策は実施途上にあり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められません。

なお、連結財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

1．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 3社

主要な連結子会社の名称

パス・トラベル株式会社（旧社名：株式会社アトラス）

株式会社P A T Hマーケット

株式会社gift

連結の範囲の重要な変更

当社は、平成26年12月26日に、株式会社giftの株式を新たに取得したため連結の範囲に含めております。なお、みなし取得日を平成26年12月31日としているため、平成27年1月1日から平成27年3月31日の損益計算書のみを連結しております。また、当連結会計年度において、新たに設立した株式会社P A T Hマーケットを連結の範囲に含めております。

2．連結子会社の事業年度等に関する事項

該当事項はありません。

3．会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産

イ．商品及び製品

先出先入法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

ロ．仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法によっております。）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8～15年

工具、器具及び備品 4～20年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

（自社利用目的のソフトウェア）

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金

一部の連結子会社は、従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ．返品調整引当金

一部の連結子会社は、出版物の返品による損失に備えるため、一定期間の返品実績率等に基づく損失見込額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付に係る負債（簡便法による期末自己都合要支給額）を計上しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なり
スクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、免税事業者に該当する連結
子会社については、税込方式を採用しております。

（連結貸借対照表関係）

該当事項はありません。

（連結損益計算書関係）

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
役員報酬	25,545千円	46,566千円
給与	37,990	48,586
退職給付費用	5,818	945
賞与引当金繰入額	-	905
業務委託費	6,871	32,781
支払手数料	14,655	17,299
広報費	11,397	13,265
地代家賃	9,544	10,789
顧問料	5,573	9,577
貸倒引当金繰入額	112	1,108
のれん償却費	2,990	-

2 関係会社株式売却損は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
特別損失		
関係会社株式売却損		
・株式会社gift	- 千円	4,606千円
計	-	4,606

3 減損損失

当社グループは、前連結会計年度において以下のとおり減損損失を計上いたしました。

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

減損損失を認識した資産

場所	用途	種類
東京都渋谷区	事業用資産	建物及び構築物
東京都渋谷区	事業用資産	工具、器具及び備品
京都府京都市	事業用資産	ソフトウェア
東京都渋谷区	事業用資産	のれん

減損損失の認識に至った経緯

旅行事業の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、減損損失を認識しております。

減損損失の金額

建物及び構築物	240千円
工具、器具及び備品	147千円
ソフトウェア	14,350千円
のれん	11,462千円

資産のグルーピングの方法

当社グループは減損会計の適用にあたり、事業単位を基準とした管理会計上の区分に従って資産グルーピングを行っております。

回収可能額の算定方法

回収可能価額は零として減損損失を測定しております。

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

（連結包括利益計算書関係）

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	65,237	17,731	-	82,968
合計	65,237	17,731	-	82,968
自己株式				
普通株式	6,460	-	-	6,460
合計	6,460	-	-	6,460

(注) 発行済株式総数の増加17,731株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	第6回新株予約権（注）	普通株式	-	53,195	-	53,195	7,564
	合計	-	-	53,195	-	53,195	7,564

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	82,968	11,550,832	-	11,633,800
合計	82,968	11,550,832	-	11,633,800
自己株式				
普通株式	6,460	639,540	-	646,000
合計	6,460	639,540	-	646,000

(注) 1. 発行済株式の増加のうち3,337,000株は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 発行済株式の増加のうち8,213,832株は、平成26年1月24日開催の取締役会の決議に基づき、平成26年4月1日付で株式1株につき100株の株式分割を実施したことによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	第6回新株予約権（注）	普通株式	53,195	5,266,305	3,337,000	1,982,500	2,819
提出会社 （親会社）	第7回新株予約権（注）	普通株式	-	743,000	-	743,000	5,201
	合計	-	53,195	6,009,305	3,337,000	2,725,500	8,020

(注) 1. 平成27年3月4日取締役会決議分の新株予約権の行使期間は平成28年10月3日から平成31年10月1日までとなっております。

2. 第6回新株予約権の増加は、平成26年1月24日開催の取締役会の決議に基づき、平成26年4月1日付で株式1株につき100株の株式分割を実施したことによるものであります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
現金及び預金勘定	74,447千円	349,139千円
現金及び現金同等物	74,447	349,139

2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

株式の取得により新たに株式会社giftを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式会社gift株式の取得価額と株式会社gift取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	318,402千円
固定資産	200
流動負債	212,533
負ののれん発生益	33,642
少数株主持分	19,622
株式会社gift株式の取得価額	52,803
株式会社giftの現金及び現金同等物	7,132
差引：株式会社gift取得のための支出	45,671

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業用資金及び運転資金等の必要資金について、営業活動に基づく自己資金及び随時の銀行借入等により調達することとしております。また、投機的な取引は一切行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金、未収入金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、買掛金、未払金、未払法人税等、加盟店預り金の殆どは3ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金は、運転資金であり、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクを内包しておりますが、返済時期を分散させることにより、流動性リスクの低減を図っております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）

当社は、与信管理規程に従い、毎年、与信枠を見直す体制としております。また、連結子会社の営業債権につきましても、当社の与信管理規程に準じた同様の管理体制を導入しており、子会社管理部が顧客の状況を定期的にモニタリングし、毎月、顧客毎に期日及び残高管理を行い、当社の管理部がその内容を精査し、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	74,447	74,447	-
(2) 売掛金	7,543		
貸倒引当金（ ）	112		
	7,430	7,430	-
(3) 未収入金	11,038		
貸倒引当金（ ）	2,760		
	8,278	8,278	-
(4) 前渡金	17,605	17,605	-
資産計	107,761	107,761	-
(5) 買掛金	3,456	3,456	-
(6) 未払金	29,586	29,586	-
(7) 前受金	12,203	12,203	-
(8) 未払法人税等	2,875	2,875	-
(9) 加盟店預り金	13,693	13,693	-
(10) 長期借入金（1年内返済予定の 長期借入金を含む。）	15,550	15,311	238
負債計	77,364	77,126	238

（ ）売掛金及び未収入金に計上している貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	349,139	349,139	-
(2) 売掛金	225,097		
貸倒引当金()	1,293		
(3) 未収入金	223,804	223,804	-
貸倒引当金()	19,362		
	2,760		
	16,602	16,602	
資産計	589,546	589,546	-
(4) 支払手形	77,698	77,698	-
(5) 買掛金	53,684	53,684	-
(6) 未払金	39,381	39,381	-
(7) 未払法人税等	3,785	3,785	-
(8) 加盟店預り金	6,999	6,999	-
(9) 長期借入金（1年内返済予定の 長期借入金を含む。）	5,350	5,350	-
負債計	186,898	186,898	-

() 売掛金及び未収入金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金

現金及び預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(4) 支払手形、(5) 買掛金、(6) 未払金、(7) 未払法人税等、(8) 加盟店預り金

これらは短期間で決済又は納付されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(9) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む。）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、当該借入の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

なお、当連結貸借対照表計上額においては、全額1年内返済予定の長期借入金であり、償還日は最長で決算日後6ヶ月で時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
敷金及び保証金()	12,062	15,978

() 敷金及び保証金は、返還期限の合理的な見積りが困難なことから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、金融商品の時価等に関する事項には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(平成26年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	74,447	-	-	-
売掛金	7,543	-	-	-
未収入金	11,038	-	-	-
合計	110,634	-	-	-

当連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	349,139	-	-	-
売掛金	225,097	-	-	-
未収入金	19,362	-	-	-
合計	593,599	-	-	-

4. 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(平成26年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	10,200	5,350	-	-	-	-
合計	10,200	5,350	-	-	-	-

当連結会計年度(平成27年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	5,350	-	-	-	-	-
合計	5,350	-	-	-	-	-

（退職給付関係）

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付に係る負債（簡便法による期末自己都合要支給額）を計上しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	- 千円
退職給付費用	5,818
退職給付の支払額	-
退職給付に係る負債の期末残高	5,818

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	5,818千円
	5,818
非積立型制度の退職給付債務	-
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,818
退職給付に係る負債	5,818
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,818

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	5,818千円
----------------	---------

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付に係る負債（簡便法による期末自己都合要支給額）を計上しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	5,818千円
退職給付費用	945
退職給付の支払額	3,226
退職給付に係る負債の期末残高	3,536

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	3,536千円
	3,536
非積立型制度の退職給付債務	-
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,536
退職給付に係る負債	3,536
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,536

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	945千円
----------------	-------

（ストック・オプション等関係）

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

第4回ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数	社外協力者3名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 14,000株
付与日	平成18年4月28日
権利確定条件	当社の普通株式が上場されていること。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成20年3月28日 至 平成28年3月26日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、当社は、平成26年1月24日開催の取締役会の決議に基づき、平成26年4月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っており、株式分割による調整後の株式数に換算しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成27年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、当社は、平成26年1月24日開催の取締役会の決議に基づき、平成26年4月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っており、株式分割による調整後の株式数に換算しております。

ストック・オプションの数

第4回ストック・オプション	
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	14,000
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	14,000

単価情報

第4回ストック・オプション	
権利行使価格 (円)	220
行使時平均株価 (円)	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-

2. 自社株式オプションに係る当初の資産計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
現金及び預金	7,564	5,201

3. 自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) 自社株式オプションの内容

	第 6 回新株予約権	第 7 回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 1 名	当社及び子会社の役員及び従業員13名
株式の種類別の新株予約権の数(注)	普通株式 5,319,500株	普通株式 743,000株
付与日	平成26年 3月27日	平成27年 3月31日
権利確定条件	各本新株予約権の一部行使はできない。	
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成26年 3月28日 至 平成28年 3月27日	自 平成28年10月 3日 至 平成31年10月 1日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、当社は、平成26年 1月24日開催の取締役会の決議に基づき、平成26年 4月 1日付で株式 1株につき100株の株式分割を行っており、株式分割による調整後の株式数に換算しております。

(2) 自社株式オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成27年 3月期）において存在した自社株式オプションを対象とし、自社株式オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、当社は、平成26年 1月24日開催の取締役会の決議に基づき、平成26年 4月 1日付で株式 1株につき100株の株式分割を行っており、株式分割による調整後の株式数に換算しております。

自社株式オプションの数

	第 6 回新株予約権	第 7 回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	743,000
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	743,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	5,319,500	-
権利確定	-	-
権利行使	3,337,000	-
失効	-	-
未行使残	1,982,500	-

単価情報

	第 6 回新株予約権	第 7 回新株予約権
権利行使価格 (円)	141	327
行使時平均株価 (円)	351	-
付与日における公正な評価単価 (円)	7	7

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

１．報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、平成26年12月26日に、株式会社giftの株式を新たに取得したため、連結の範囲に含めております。なお、みなし取得日を平成26年12月31日としているため、平成27年1月1日から平成27年3月31日の損益計算書のみを連結しております。また、当連結会計年度において、新たに設立した株式会社PATHマーケットを連結の範囲に含めております。

当第2四半期連結会計期間より、コンサルティング事業を開始し、報告セグメント「コンサルティング事業」を新たに追加しております。

また、当第3四半期連結会計期間において、株式会社giftを当社の連結子会社とし、報告セグメント「メディア事業」を新たに追加しております。

その為当社グループは、当連結会計年度において、当社が営む「コンサルティング事業」及び「決済代行事業」、当社連結子会社であるパス・トラベル株式会社が営む「旅行事業」、当社連結子会社である株式会社giftが営む「メディア事業」の4つの報告セグメントに変更しております。

２．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注)1、2	連結財務諸表 計上額 (注)3
	決済代行事業	旅行事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	18,787	366,479	385,267	-	385,267
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	18,787	366,479	385,267	-	385,267
セグメント利益又は損失 ()	828	17,824	18,653	79,218	97,871
セグメント資産	8,846	37,604	46,450	78,223	124,674
その他の項目					
減価償却費	-	4,388	4,388	58	4,446
のれん償却費	-	2,990	2,990	-	2,990
負ののれん発生益	-	-	-	-	-
減損損失	-	26,200	26,200	-	26,200
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	-	495	495	1,061	1,556

(注)1．セグメント利益又は損失()の調整額 79,218千円は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費等であります。

2．セグメント資産の調整額のうちに含まれる全社資産の主なものは、当社での余資運用資金（現金及び預金）等で管理部門にかかる資産であります。

3．セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業損失()と調整を行っております。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				
	コンサルティング事業	決済代行事業	旅行事業	メディア事業	計
売上高					
外部顧客への売上高	60,907	11,108	432,198	112,685	616,900
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	60,907	11,108	432,198	112,685	616,900
セグメント利益又は損失 ()	49,818	3,290	9,160	74,262	30,313
セグメント資産	-	5,569	43,158	255,102	303,830
その他の項目					
減価償却費	14	3	-	-	17
のれん償却費	-	-	-	-	-
負ののれん発生益	-	-	-	33,642	33,642
減損損失	-	-	-	-	-
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	-	-	-	-	-

	その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結財務諸表 計上額 (注)3
売上高				
外部顧客への売上高	-	616,900	-	616,900
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-
計	-	616,900	-	616,900
セグメント利益又は損失 ()	124	30,438	128,800	159,238
セグメント資産	50,327	354,158	283,574	637,732
その他の項目				
減価償却費	-	17	250	268
のれん償却費	-	-	-	-
負ののれん発生益	-	33,642	-	33,642
減損損失	-	-	-	-
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	-	-	501	501

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。

2. セグメント利益又は損失()の調整額 128,800千円は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費等
であります。

3. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業損失()と調整を行っております。

4．報告セグメントの変更等に関する事項

報告セグメントの変更

当社グループは、前連結会計年度において「決済代行事業」「旅行事業」の2つを報告セグメントとしておりました。これは、前連結会計年度において当社が営む「決済代行事業」及び当社100%連結子会社であるPATH・トラベル株式会社が営む「旅行事業」でありました。

当第3四半期連結会計期間において、株式会社giftを当社の連結子会社としことにより、株式会社giftが営む「メディア事業」が加わっております。

その結果、当連結会計年度においては、当社が営む「コンサルティング事業」及び「決済代行事業」、当社連結子会社であるパス・トラベル株式会社が営む「旅行事業」、当社連結子会社である株式会社giftが営む「メディア事業」の4つの報告セグメントに変更しております。

[関連情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額	連結財務諸表 計上額
	決済代行事業	旅行事業	計		
減損損失	-	26,200	26,200	-	26,200

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]
前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額	連結財務諸表 計上額
	決済代行業業	旅行事業	計		
当期償却額	-	2,990	2,990	-	2,990
当期末残高	-	-	-	-	-

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負のれん発生益に関する情報]

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

当連結会計年度において、当社連結子会社である株式会社giftが営む「メディア事業」において33,642千円の負のれん発生益を計上しております。これは、連結子会社である株式会社giftを一部取得したことによるものであります。

（関連当事者情報）

関連当事者との取引

（1）連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主	Oakキャピタル株式会社	東京都港区	3,556,678	インベンス トメントバン キング事 業他	（被所有） 直接 34.70	-	子会社株式 の売却 （注） 売却代金	6,000	-	-
							売却損	4,606		
							新株予約権 の行使	470,510	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）当連結会計年度において取得した、当社連結子会社である株式会社gift（以下、gift社）の株式の一部を売却しております。取得後間もなく売却を決定しているため、当社による取得価額に近似した金額で売却しております。なお、当社による取得時に発生した負ののれんの発生益の影響により、gift社株式の連結上の帳簿価額が増加した結果、連結損益計算書上多額の売却損が計上されております。

（イ）連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員（個人）及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社（当該会社の子会社を含む。）	合同会社エージェンシー（注）3	東京都中央区	10	投資コンサル ティング 業他	-	資金の借入 役員の兼任	資金の借入 （注）1、 2、3	60,000	短期借入金	-
							資金の返済 （注）1、 2、3	181,000		
							利息の支払 （注）1、 2、3	4,052	-	-
							遅延損害金 の支払 （注）1、 2、3	2,436	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- （注）1．資金の借入については、市場金利を勘案して金利を決定しております。
- 2．価格その他の取引条件は、市場実勢価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
- 3．当社取締役武内秀之が平成25年6月1日より平成26年3月10日まで代表を務めておりました。利息等につきましては、日割りにて計算しております。
- 4．取引金額には消費税等は含めておりません。

当連結会計年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏 名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所 有（被所有） 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	中村晋一	-	-	当社 取締役	-	債務被保証	金融機関借入に 対する 債務被保証 (注)1	15,550	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 連結子会社である株式会社アトラスの金融機関借入に対して当社の取締役（株式会社アトラス代表取締役兼務）中村晋一より債務保証を受けております。なお、保証料の支払及び担保の差入は行っておりません。

2. 取引金額には消費税等は含めておりません。

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	前連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	4.22円	32.54円
1株当たり当期純損失金額	25.43円	17.69円

- （注）1．当社は、平成26年1月24日開催の取締役会の決議に基づき、平成26年4月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。
- 2．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 3．1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
当期純損失(千円)	150,126	150,051
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失(千円)	150,126	150,051
期中平均株式数(株)	59,020,000	8,480,473
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類 (株式の数5,333,500株)	新株予約権3種類 (株式の数2,739,500株)

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

第25期事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

平成27年5月13日開催の取締役会において承認された第25期事業年度に係る貸借対照表、損益計算書並びに株主資本等変動計算書は以下のとおりであります。なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

個別財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	71,259	273,518
売掛金	616	473
前払費用	773	1,153
関係会社短期貸付金	30,000	35,000
未収入金	11,002	9,000
未収消費税等	2,169	1,501
貸倒引当金	32,760	31,109
流動資産合計	83,061	289,537
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	298	407
有形固定資産合計	298	407
無形固定資産		
ソフトウェア	703	555
無形固定資産合計	703	555
投資その他の資産		
関係会社株式	0	98,324
敷金及び保証金	2,662	6,424
その他	343	-
投資その他の資産合計	3,005	104,749
固定資産合計	4,008	105,712
資産合計	87,069	395,249
負債の部		
流動負債		
買掛金	684	1,617
未払金	25,052	11,971
未払費用	157	389
未払法人税等	2,858	3,515
前受金	205	12,320
加盟店預り金	13,693	6,999
預り金	724	1,091
流動負債合計	43,376	37,906
負債合計	43,376	37,906

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	811,201	1,048,832
資本剰余金		
資本準備金	814,203	1,051,834
資本剰余金合計	814,203	1,051,834
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,532,169	1,694,237
利益剰余金合計	1,532,169	1,694,237
自己株式	57,106	57,106
株主資本合計	36,128	349,323
新株予約権	7,564	8,020
純資産合計	43,693	357,343
負債純資産合計	87,069	395,249

(2) 損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
売上高		
決済代行事業売上高	18,787	11,108
コンサルティング事業売上高	-	60,907
売上高合計	18,787	72,016
売上原価		
決済代行事業原価	12,476	7,818
コンサルティング事業原価	-	11,088
売上原価合計	12,476	18,907
売上総利益	6,311	53,109
販売費及び一般管理費	86,358	128,800
営業損失()	80,047	75,690
営業外収益		
受取利息	839	1,027
貸倒引当金戻入額	2,000	-
その他	235	59
営業外収益合計	3,075	1,087
営業外費用		
支払利息	4,984	-
株式交付費	17,885	15,870
貸倒引当金繰入額	30,000	46,349
遅延損害金	3,851	-
営業外費用合計	56,721	62,220
経常損失()	133,693	136,823
特別利益		
特別損失		
投資有価証券評価損	-	22,990
固定資産除却損	-	272
本社移転費用	-	629
関係会社株式売却損	-	478
関係会社株式評価損	14,199	-
特別損失合計	14,199	24,370
税引前当期純損失()	147,893	161,194
法人税、住民税及び事業税	950	872
法人税等合計	950	872
当期純損失()	148,843	162,067

売上原価明細書

決済代行業原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
クレジットカード会社取扱手数料	1	10,032	80.4	4,207	53.8
労務費		-	-	1,163	14.9
経費		2,443	19.6	2,447	31.3
決済代行業原価		12,476	100.0	7,818	100.0

(注) 1. 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
通信費(千円)	2,442	2,207
地代家賃(千円)	-	198
敷金償却(千円)	-	23
減価償却費(千円)	-	3
諸会費(千円)	1	-

コンサルティング事業原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	-	-	5,925	53.4
外注費		-	-	4,000	36.1
経費		-	-	1,163	10.5
コンサルティング事業原価		-	-	11,088	100.0

(注) 1. 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
通信費(千円)	-	163
地代家賃(千円)	-	799
敷金償却(千円)	-	118
減価償却費(千円)	-	14

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当期首残高	686,197	689,199	1,383,326	57,106	65,035
当期変動額					
新株の発行	125,003	125,003			250,007
当期純損失（ ）			148,843		148,843
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	125,003	125,003	148,843	-	101,163
当期末残高	811,201	814,203	1,532,169	57,106	36,128

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	-	65,035
当期変動額		
新株の発行		250,007
当期純損失（ ）		148,843
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,564	7,564
当期変動額合計	7,564	108,728
当期末残高	7,564	43,693

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当期首残高	811,201	814,203	1,532,169	57,106	36,128
当期変動額					
新株の発行	237,631	237,631			475,262
当期純損失（ ）			162,067		162,067
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	237,631	237,631	162,067	-	313,194
当期末残高	1,048,832	1,051,834	1,694,237	57,106	349,323

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	7,564	43,693
当期変動額		
新株の発行		475,262
当期純損失（ ）		162,067
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	455	455
当期変動額合計	455	313,650
当期末残高	8,020	357,343

(4) 個別財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

当社は、前事業年度において営業損失80,047千円、当期純損失148,843千円を計上し、当前事業年度におきましても、営業損失75,690千円（前年同期比4,356千円減）、当期純損失162,067千円（前年同期比13,224千円増）を計上しております。

営業損失は前事業年度比での改善がみられるものの、当期純損益は前事業年度より悪化しており、これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

今後に向け、当社グループは下記対策を講じ、当該状況の改善及び解消に努めてまいります。

既存事業における安定した収益の確保と収益力の強化

既存事業においては、安定した売上を確保し、徹底した固定費削減によって収益性を改善することで、早期に営業利益黒字化を達成することが最大の課題であると認識しております。

・コンサルティング事業

コンサルティング事業におきましては、業績改善及び収益向上に寄与する事業として、クライアント企業の企業価値を高めることを目的とした、コンサルティング事業としてサービスを提供しており、本事業の売上規模の拡大を図ってまいります。

・決済代行業業

決済代行業業におきましては、従来から安定的に売上を計上している決済代行サービスを中核としつつ、新たな決済支払いの分野を開拓し、本事業の売上規模の拡大を図ってまいります。

新規事業の創設

新規事業による新たな収益基盤の構築を図るべく、戦略的事業及びM&Aも含めた新規事業の創設を進めてまいります。既存事業以外の新たな事業領域への参入を積極的に実行し、当事業をコンサルティング事業及び決済代行業業に続く、コア事業の一つとして成長させてまいります。

資本政策の促進

当社は、今後も新株予約権の行使促進等を含めた資本政策の実施を検討してまいります。

しかし、これらの対応策は実施途上にあり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められません。

なお、財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第24期)	自 至	平成25年4月1日 平成26年3月31日	平成26年6月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第25期第3四半期)	自 至	平成26年10月1日 平成26年12月31日	平成27年2月13日 関東財務局長に提出
四半期報告書の訂 正報告書	事業年度 (第25期第3四半期)	自 至	平成26年10月1日 平成26年12月31日	平成27年5月26日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年 6月26日

イー・キャッシュ株式会社

取締役会 御中

清 和 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 笥 悦 生 印
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 大 塚 貴 史 印
業 務 執 行 社 員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイー・キャッシュ株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イー・キャッシュ株式会社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されている通り、会社は前連結会計年度において多額の営業損失及び当期純損失を計上し、当連結会計年度においても、多額の営業損失及び当期純損失を計上している状況であり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。当該注記に記載されている通り、会社は当該状況を解消するため平成26年3月に行われた第三者割当増資による債務超過の解消を始めとした各種対策を検討しているものの、それらが実施途上であることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、新株予約権の行使による増資を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、イー・キャッシュ株式会社の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、イー・キャッシュ株式会社が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年 6月26日

イー・キャッシュ株式会社

取締役会 御中

清 和 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 寛 悦 生 印
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 大 塚 貴 史 印
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイー・キャッシュ株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イー・キャッシュ株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されている通り、会社は前事業年度において多額の営業損失及び当期純損失を計上し、当事業年度においても、多額の営業損失及び当期純損失を計上している状況であり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。当該注記に記載されている通り、会社は当該状況を解消するため平成26年3月に行われた第三者割当増資による債務超過の解消を始めとした各種対策を検討しているものの、それらが実施途上であることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。
 2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、新株予約権の行使による増資を行っている。
 3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年5月23日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社アトラスと貸付金額18,000千円の金銭消費貸借契約を締結することを決議し、平成26年5月30日に当該資金の貸付を行っている。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月12日

パス株式会社

取締役会 御中

清和監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 笥 悦 生 印
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 大 塚 貴 史 印
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているパス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成26年10月1日から平成26年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、パス株式会社及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されている通り、会社は前連結会計年度において多額の営業損失及び当期純損失を計上し、当第3四半期連結累計期間においても、多額の営業損失及び四半期純損失を計上している状況であり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。当該注記に記載されている通り、会社は当該状況を解消するため平成26年3月に行われた第三者割当増資による債務超過の解消を始めとした各種対策を検討しているものの、それらが実施途上であることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。